

VI. 安全で快適に暮らせる生活環境が整ったまち



VI-1. 災害対策の充実

- (1) 災害・減災対策の充実
- (2) ライフライン等の確保
- (3) 災害未然防止対策の充実

VI-2. 消防・救急体制の充実

- (1) 消防力の充実
- (2) 救急救命体制の充実

VI-3. 住環境の整備

- (1) 空き家対策の推進
- (2) 防犯・交通安全対策の推進
- (3) 消費者対策の推進

VI-4. 生活環境の充実

- (1) うるおいある生活環境の推進
- (2) 安全で安定した水道事業の継続
- (3) 循環のみち下水道の整備

VI-5. 交通体系の充実

- (1) 広域的な道路ネットワークの構築
- (2) 市内道路ネットワークの構築
- (3) 持続可能な公共交通ネットワークの形成



VI-1. 災害対策の充実

地震、津波、原子力事故などの大規模な災害が発生した場合を想定し、地域主体の防災訓練の充実などによる地域防災力の向上を図るとともに、七尾市地域防災計画や災害対策マニュアルの充実などを進め、防災・減災対策を推進します。

また、災害時の被害の低減を図るため、様々なライフラインの確保や交通機能の充実に努めます。



(1) 災害・減災対策の充実

① 地域防災力の向上

災害時に発生し得る被害を軽減するための対策として、地域主体の防災訓練などで地域防災力の強化を図るとともに、地域防災のリーダーとなる防災士の育成や防災知識の普及に努めるなど、防災意識のさらなる向上に努めます。

② 災害に備える体制の充実

七尾市地域防災計画^{*}や災害対策マニュアルの充実、津波ハザードマップなどの更新や避難体制の整備による防災・減災対策に努めます。また、防災情報システムによる防災情報等の市民への周知、災害備蓄品の充実など、災害に備える体制を強化します。

③ 災害時の防災ネットワークの充実

災害時の迅速な復旧のため、他の自治体や各種団体等との連携、ボランティア活動の整備など、防災ネットワークの強化に努めます。

④ 原子力災害対策の充実

原子力災害に対して、市民等の被ばくをできるだけ減らすため、国・県等の関係機関とともに訓練を実施するなど、安心と安全の確保に努めます。

⑤ 国民保護体制の充実

武力攻撃事態等に対して、国・県等の関係機関と連携し、市民に対する保護措置を的確かつ迅速に実施します。

^{*} 七尾市地域防災計画 … 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、高潮、豪雪などの一般災害、地震災害、津波災害及び原子力災害、大規模な火災などの事故災害から市民の生命、身体及び財産を守ることを目的に策定した計画

(2) ライフライン等の確保

① ライフライン等の確保

上下水道、道路、公園、河川、砂防、海岸等の施設は、災害時の被害の低減を図るため、定期的な点検や計画的な維持管理・補修などの長寿命化対策に努めます。また、災害時において交通の寸断などが生じないように、緊急輸送道路や避難路となる道路の交通機能の充実に努めます。



(3) 災害未然防止対策の充実

① 住宅・公共施設等の耐震化の推進

市民等に対する普及啓発に努め、支援の充実に図りながら住宅等の耐震化を推進します。また、公共施設の建物の耐震化を図ります。

② 台風や集中豪雨対策の推進

河川改修や河川堆積土砂の除去等により治水対策の推進を図るとともに、土砂災害対策連絡会等の組織を活用した急傾斜地対策やがけ地対策等の土砂災害防止対策や、三室漁港における高潮対策を推進します。また、雨水排水施設における雨水計画の見直しと浸水対策など、市街地における雨水排水対策を推進します。



VI-2. 消防・救急体制の充実

市民生活の安心・安全を確保するため、消防職員、消防団員の技術力向上、救急救命体制の充実など、消防・救急体制の充実を図ります。



(1) 消防力の充実

① 防火対策の推進

市民生活の安心・安全を確保するため、消防法令違反対象物の是正や住宅防火対策を推進することにより、防火対策の強化を図り、火災による犠牲者ゼロを目指します。

② 消防力の向上

消防職員、消防団員の訓練・研修等により技術力の強化に努めるとともに、消防施設等の充実により常備・非常備の消防力向上を図ります。また、大災害時に備えた自然水利の確保など、災害対応体制の整備を進めます。



(2) 救急救命体制の充実

① 救急救命体制の充実

複雑・多様化する救急救命業務にあたり、救急救命士の育成や救急隊員の専門的な教育訓練等により知識・技術の強化に努め、救急救命体制の充実を図ります。



VI-3. 住環境の整備

老朽危険空き家の所有者に対する支援、啓発などの空き家対策を推進するとともに、様々な取り組みを通じた地域防犯力の強化や交通安全対策の充実による防犯・交通安全対策を推進します。

また、七尾市消費生活センターによる市民相談体制の充実など、消費者対策を推進します。



(1) 空き家対策の推進

① 空き家等解消の推進

国の「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行を受け、老朽危険空き家等の所有者に対して支援を行うなど、空き家解消を図る取り組みを推進します。



(2) 防犯・交通安全対策の推進

① 地域防犯力の強化と防犯意識の向上

警察や防犯協会、防犯ボランティア団体など関係団体との連携強化により、地域防犯力の強化を図るとともに、様々な媒体を活用した広報による犯罪情報の提供など、防犯意識のさらなる向上に努めます。

② 交通安全対策の充実

警察や交通安全協会、交通安全推進隊など関係団体との連携のもと、子供や高齢者を対象とした交通安全教室の実施など、交通安全に対する普及啓発を図るとともに、交通安全街頭キャンペーンによる市民一人ひとりの交通安全意識の高揚に努めます。

③ 交通安全環境の充実

警察等の関係機関との連携を密にし、交通事故多発地点や危険箇所における町会等からの要望において、その場に最も適した交通安全環境の整備に努めます。

(3) 消費者対策の推進

① 七尾市消費生活センター[※]による市民相談体制の充実

消費生活相談員や弁護士等による相談・苦情処理体制の充実を図ります。また、様々な機会を活用し、消費生活に関する情報提供や啓発活動に努めるとともに、消費者教育の充実を図ります。

② 消費者の安心・安全の確保

身近な地域での見守りネットワークを構築し、高齢者や障害者などの消費者被害の未然防止、早期発見による救済や被害の拡大防止に努めます。



※ 七尾市消費生活センター… 契約に関するトラブルや悪質商法による被害などの消費生活に関する相談に対して、専門相談員を配置して対応を行っている機関

VI-4. 生活環境の充実

市民生活を取り巻く様々な環境衛生課題への対応や、市民とともに育む地域における美化活動の推進等を通じて、うるおいある生活環境を推進します。

また、良質な水の安定供給や下水道の維持・整備を行い、安全で快適な生活環境づくりに努めます。



(1) うるおいある生活環境の推進

① 地域における美化活動の推進

不法投棄及びばい捨てへの監視体制を強化するとともに、海岸・河川等の清掃活動の推進に努めます。また、市民・事業者のモラル向上に向けた意識の啓発を図り、市民の快適な日常生活の確保に努めます。

② 快適な生活環境の維持・増進

騒音・大気汚染・水質汚濁等の調査及び空き家・空き地の増加による衛生問題への対応、動物飼育マナーの向上など、快適な生活環境づくりに努めます。

③ 墓地・斎場の管理

市営墓地公園及び斎場の適正な維持管理に努めるとともに、少子高齢化及び核家族化により増加等が予想される無縁墓への対応を検討します。



(2) 安全で安定した水道事業の継続

① 安全で良質な水の安定供給

老朽化した水道管、施設等について、給水人口や給水量の減少を踏まえた統廃合や更新を計画（七尾市水道ビジョンの更新）し、水道事業の持続的な経営に努めます。また、更新費用など将来必要になる資金について、経営状況に応じ水道料金の見直しを図ります。



(3) 循環のみち下水道の整備

① 下水道事業の安定した運営

積極的なPR活動の推進により、下水道の接続促進を図り、使用料収入の確保に努めます。また、下水道処理施設の統廃合を進めるなど、事業運営の健全化を図るとともに、状況に応じた使用料の見直しを進めます。

② 下水道等の整備

水資源の循環をとおして、衛生的で快適な生活環境を支える下水道の普及率向上を目指し、下水道整備計画を見直しながら、効率的、効果的に整備を進めるとともに、地域特性に応じて浄化槽事業による整備を進めます。また、下水道処理施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら計画的かつ効率的な維持管理に努めます。



VI-5. 交通体系の充実

さらなる広域的な幹線道路ネットワークの形成を図るとともに、市民生活に最も直結する、安心・安全な生活道路の整備、通学路の合同点検や安全に向けた取り組みを、計画的・継続的に実施します。

また、高齢者や障害者など交通弱者が利用しやすい公共交通への取り組みを進め、持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。



(1) 広域的な道路ネットワークの構築

① 幹線道路ネットワークの構築

能越自動車道全線の早期開通を目指すとともに、中心市街地へのアクセス道路や金沢地域、奥能登地域へとつながる広域幹線道路の整備により、広域的な幹線道路ネットワークの形成を図ります。

② 地域経済を支える道路づくりの推進

能越自動車道七尾氷見道路の全線開通や田鶴浜七尾道路の整備に伴う交通の変化等に対応する交通対策を進めるとともに、物流拠点である七尾港等の各拠点へのアクセス道路や七尾外環状道路など、バイパス道路の整備により、地域経済を支える道路づくりを推進します。



(2) 市内道路ネットワークの構築

① 安心・安全な生活道路の構築

市民生活に最も身近な道路である生活道路については、歩道空間の確保など道路改良・改修を進めます。また、道路橋りょうなどの道路施設の適切な維持管理、老朽化対策や除雪対策の強化に努めるなど、誰もが安全で安心に通ることができる道路づくりを推進します。

② 通学路の確保

児童生徒の通学路の安全対策「七尾市通学路交通安全プログラム」の基本方針に基づき、通学路の合同点検や安全に向けた取り組みを計画的・継続的に実施します。



(3) 持続可能な公共交通ネットワークの形成

① JR七尾線やのと鉄道の維持確保

交通事業者や関係機関と連携し、ダイヤや乗り継ぎなどの利便性の向上による利用促進を図り、鉄道の維持確保に努めます。

② バス等地域公共交通網の構築

地域公共交通網の要である生活バス路線の存続・維持に努め、コミュニティバスやタクシー、デマンド交通[※]や地域有償運送などの新しい交通手段との連携により、それぞれの地域の実情に応じた効率の良い公共交通網の構築を図ります。

③ 誰も利用しやすい公共交通サービスの提供

高齢者や障害者などの地域の交通弱者に加え、観光客などの来訪者も利用しやすい公共交通サービスを提供し、利用者の確保を図ります。



※ デマンド交通 … 利用者が電話などで乗車を予約し、乗り場から行き先まで乗合により運行する形態